

■教育行政のポイント

“デジタル教科書”の今後の在り方

菱村 幸彦

2月22日、文部科学省の「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」は、「中間まとめ案」を固めた。若干の調整を経て、近く「中間まとめ」として、公表される予定である。

デジタル教科書については、これまでに2つの検討会議が設置されている。

一つは、平成27年に設置された「デジタル教科書の位置付けに関する検討会議」。同会議は、最終まとめ(平成28年)で、紙の教科書とデジタル教科書の併用を提言した。提言をふまえて平成30年に学校教育法が改正され、教育課程の一部(告示で授業時数の2分の1に限定)で紙の教科書に代えて、デジタル教科書を使用できることが定められた。

令和6年度から本格的に導入

もう一つは、今回のデジタル教科書の「今後の在り方」に関する検討会議である。

同会議は、昨年12月にデジタル教科書の使用を授業時数の2分の1に限定する現行基準について「撤廃することが適当」とする方針を示し、続いて今回の中間まとめ案で、GIGAスクール構想の推進によって小・中学校に1人1台の端末が整備されることをふまえ、次の小学校用教科書の改訂期である令和6年度をデジタル教科書の本格的導入の契機とする方針を打ち出している。

中間まとめ案のポイントは2点ある。一つは、デジタル教科書の本格的導入に向けて、全国的規模での実証的研究(令和3年度予算で52億円を計上)を通じたデジタル教科書の改善と効果的な活用について、次の取り組みを行うことである。

第1は、デジタル教科書に共通に求められる機能の検討。ビューアや配信システムについて標準的な規格や機能の共通化を図る。

第2は、デジタル教科書とデジタル教材等との連携の検討。学習指導要領コードの活用や学習eポ-

ータルなどシステム間の共通規格の整備を図る。

第3は、教師の指導力の向上。教師のICT活用指導力の向上の研修等を行う。

第4は、障害のある児童生徒や外国人の子供への対応。特別な配慮が必要な児童生徒や外国人の子供に向けたデジタル教科書上の配慮が必要。

第5は、児童生徒の健康面への配慮。デジタル教科書を使用する際の健康への対応を図る。

第6は、デジタル教科書の利用のための環境整備。パブリッククラウド方式の配信や家庭の通信環境の整備が必要。

「紙」と「デジタル」の5つの組み合わせ

もう一つは、今後の教科書制度の在り方について、デジタル教科書にふさわしい検定制度の在り方と、紙の教科書とデジタル教科書の関係についての検討である。

検定制度はひとまずおくとして、問題は紙の教科書とデジタル教科書の関係である。この点について、中間まとめ案は、5つの組合せを提示する。

すなわち、①全ての教科でデジタル教科書を主たる教材として使用、②全て又は一部の教科で紙の教科書とデジタル教科書を併用、③一部の学年又は教科でデジタル教科書を主たる教材として使用、④設置者ごとに紙の教科書かデジタル教科書を選択、⑤全ての教科でデジタル教科書を主たる教材として使用し、必要に応じて紙の教科書を使用——の5つである。

どのような結論になるかは現段階では不透明だが、義務教育段階において紙の教科書を使用しなくなることは考えられないのではないか。いずれにしても、今後、全国的な実証的研究をふまえ、かつ、教科書無償制度との関係も考慮して、慎重に検討する必要がある。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●コロナ禍を生き抜く子どもたちに伝えたい、珠玉の校長メッセージ集！
今、子どもたちに伝えたい入学式・卒業式の校長式辞 40 選

【編集】学校講話・メッセージ研究会 A5判/定価 2,420円(税込)

